

函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年函館市条例第23号）新旧対照表【第3条関係】

| 現 行   | 改 正 案   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（虐待の防止に係る経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項および第40条の2（第42条の3，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（第181条において準用する場合を含む。），第181条の3，第188条，第204条（第216条において準用する場合を含む。），第237条，第248条，第263条，第265条および第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは，「<u>講ずるよう努めなければ</u>」とし，新条例第30条（第42条の3および第47条において準用する場合を含む。），第57条（第63条において準用する場合を含む。），第77条，第87条，第96条，第107条（第115条および第135条において準用する場合を含む。），第143条，第164条（第181条の3および第188条において準用する場合を含む。），第178条，第201条，第213条，第232条，第245条および第257条（第265条および第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，<u>これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）</u>」とする。</p> <p>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>第3条 施行日から令和6年3月31日までの間，新条例第32条の2（第42条の3，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（第181条において準用する場合を含む。），第181条の3，第188条，第</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（虐待の防止に係る経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項（<u>第91条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。</u>）および第40条の2（<u>第98条において準用する場合に限る。</u>）の規定の適用については，これらの規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講ずるよう努めなければ</u>」とし，新条例第96条の規定の適用については，<u>同条各号列記以外の部分中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）</u>」とする。</p> <p>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>第3条 施行日から令和9年3月31日までの間，新条例第32条の2（<u>第98条において準用する場合に限る。以下この条において同じ。</u>）の規定の適用については，<u>新条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，同条</u></p> |

204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条および第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。